

公立大学法人神戸市看護大学学位規程施行細則の一部を改正する細則をここに公布する。

2022年6月30日

公立大学法人神戸市看護大学理事長 北 徹

公立大学法人神戸市看護大学細則第2号

公立大学法人神戸市看護大学学位規程施行細則（2019年4月細則第43号）の一部を改正する細則

(改正前)	(改正後)
<p>(研究計画書の審査)</p> <p>第5条 略</p> <p>_____</p>	<p>(学位論文提出の事前審査)</p> <p>第5条の2 規程第4条第5項に規定する事前審査を受けようとする者は、次に掲げる書類を研究科長に提出し、公立大学法人神戸市看護大学博士論文提出事前審査委員会（以下「事前審査委員会」という。）による審査を受けなければならない。</p> <p>(1) 様式第3号の2による博士論文提出事前審査申請書</p> <p>(2) 博士論文（要旨付） 4部</p> <p>(3) 博士論文要旨和文 1部</p> <p>(事前審査委員会)</p> <p>第5条の3 研究科長は、前条の申請を受理したときは、研究科委員会の意見を聴き、事前審査委員会を設置しなければならない。</p> <p>2 事前審査委員会は、主審査員1名及び副審査員2名で組織する。</p> <p>3 主審査員は副研究指導教員のうちから1名を研究科長が指名し、副審査員は主研究指導教員を充てる。</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、博士後期課程に在籍期間中の主研究指導教員及び副研究指導教員が事故があるとき又は欠けたときは、研究科長が教員のうちから指名する。</p> <p>5 事前審査委員会は、規程第4条第5項に規定する事前審査を受けようとする者から提出された論文が審査に値するかどうかの判断するものとする。</p> <p>6 事前審査委員会は、前項の規定に基づき判断した結果を研究科長に報告するものとする。</p>
<p>(審査を受けるための学位論文の提出)</p> <p>第6条 博士論文の審査を受けようとする者_____</p> <p>_____は、あらかじめ博士論文の予備審査を受けなければならない。この場合において、予備審査を受けようとする者は、次に掲げる書類を研究科長に提出し、公立大学法人神戸市看護大学論文審査委員会（以下「論文審査委員会」という。）による予備審査を受けるものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>(規程第3条第3項第1号又は第2号に該当する者に限る。)</p>

2 略

3 学位論文の審査を受けようとする者 _____
_____は、次に掲げる書類を研究科長に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

4 略

(規程第3条第3項第1号又は第2号に該当する者に限る。)

4 学位論文の審査を受けようとする者 (規程第3条第3項第3号に該当する者に限る。)
は、次に掲げる書類を研究科長に提出しなければならない。

(1) 前項各号に掲げる書類

(2) 様式第6号による履歴書 1部

(3) 様式第7号による研究業績調書 1部

5

博士論文事前審査申請書

年 月 日

神戸市看護大学大学院
看護学研究科長 宛

博士後期課程

専攻領域・分野

学籍番号

氏 名 (印)

神戸市看護大学学位規程施行細則第5条の2第1項の規定に基づき、下記の博士論文の提出に関する事前審査を申請いたします。

記

研究題名

予備審査博士論文（要旨付） 4部

予備審査博士論文要旨和文 1部

主研究指導教員 (印)

副研究指導教員 (印)

副研究指導教員 (印)

様式第6号(第6条関係)

履歴書

ふりがな		生年月日	
氏名		年齢	
住所			
学歴			
職歴			

備考 年齢は、審査を申請した時点の年齢を記載してください。

研究業績調書

1 著書

年月	事項

2 論文

年月	事項

3 学会発表

年月	事項

備考 著書及び論文については、内容が分かるものを添付すること。

附 則

この細則は、2023年4月1日から施行する。